

交野市教育大綱の改定について

1. 趣旨

平成28年1月に策定した交野市教育大綱について、大綱の定める期間が令和2年3月末までとされていることから、社会情勢の変化等を踏まえ改定を行う。

2. 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

3. 改定方針

- (1). 現教育大綱の成果と課題について確認すると共に、昨今の教育行政を取り巻く動向についても協議し、必要な改定を行う。
- (2). 改定に係る協議は、「交野市総合教育会議」にて行うが、適宜教育委員会事務局との情報共有を図り、同じく今年度中に予定されている「交野市学校教育ビジョン（教育委員会所管）」の改定が円滑に進むよう留意する。

4. 現教育大綱の成果と課題

別紙資料「交野教育大綱 成果と課題」参照

※教育大綱に基づき取り組みを進めてきた教育委員会事務局より説明

5. 今後のスケジュール (案)

令和元年	7月19日	第1回 総合教育会議 ・趣旨及び改定の方向性について ・現教育大綱の成果と課題について
	9月頃	第2回 総合教育会議 ・教育大綱（改定素案）について
	10月頃	第3回 総合教育会議 ・改定教育大綱（改定案）について
	11月頃	パブリックコメントの実施
	12月頃	パブリックコメント結果公表 成案

※教育大綱成案化と併せて、教育委員会にて学校教育ビジョンの改定を行う。